

社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2010年7月3日(土) シンポジウム報告

テーマ： 21世紀日本における学術の展望

報告者： 広渡清吾(本学法学部教授)、海部宣男(放送大学教授)、鷲谷いづみ(東京大学教授)、藤田英典(立教大学教授)、大沢真里(東京大学教授)

コメンテーター：福島利夫(本学経済学部教授)、坂本武徳(本学法学部教授)

時間： 13時～17時30分

場所： 専修大学神田校舎7号館731教室

参加者数：約70名

報告内容概略：

日本学術会議日本の展望委員会が公表した「日本の展望—学術からの提言」は、学術とは何かという原点の問題から出発して、社会的問題の解決および学術の営みについて言及しながら、21世紀の日本における学術のあり方について提言するものである。同報告書の作成には、実に日本学術会議の会員および連携会員1371名が、その審議や執筆にかかわったという。シンポジウムでは、同報告書の執筆に直接かかわった方々を迎え、まさに「学術は何をし、いかにあるべきか」について大いに議論を行うことができた。

そもそも「学術」なる用語は、科学技術基本法上の「科学技術」と異なり、「人類のすべての分野の知的営みを包括し」、「基礎研究から技術開発までのすべてのレベルを包摂する」概念として使用されているところに最大の特徴がある。換言すれば、「社会のための科学、社会のなかの科学」を意識した概念であるといえる。第1線でご活躍の研究者の話聞くだけでなく、学術の営みに従事するわれわれが持続的に熟慮すべき課題である。今回は、社会科学研究所、今村法律研究室および法学研究所の共催であったが、専修大学の他の研究機関とも連携しながら、今後もこのような取り組みに精励したい。

記：専修大学法学研究所 所長・白藤博行

2010年7月16日(金) 定例研究会報告

テーマ： Zemiological Perspective on Crime and Harm

報告者： Christina Pantazis (ブリストル大学、本学経済学部客員教授)

司会・コメンテーター：堀江洋文所員

時間： 16:40～18:20

場所： 生田校舎 M969 小会議室 (9号館6階)

参加者数：14名

報告内容概略：

The lecture examined the problems of crime and harm in Britain. It used a perspective known as ‘zemiology’ that Dr. Pantazis had been developing with her colleagues from the United Kingdom. Zemiology comes from the Greek word ‘zemia’ meaning harm. The perspective developed from disillusionment with the discipline of criminology for its narrow focus on certain types of crime at the exclusion of other serious forms of harm. A zemiological perspective encourages an inter-disciplinary approach (drawing on health, criminology, sociology, international relations, geography, for example) in order to capture the full range of harms that individuals experience during their life-course.

The lecture began by providing some background on the zemiological approach. It then focused on four themes relating to crime and harm in Britain. First, it illustrated the dominance of crime in political, public and cultural spheres. This dominance is discussed in terms of Britain’s obsession with crime. Second, it demonstrated the reality of the situation by examining national and international crime data. Notwithstanding the limitations of the data sources, there appears to have been a dramatic fall in the crime over the last decade or so. Yet, the public’s perception is of rising crime levels. Taking the example of homicide, the third part of her talk compared this ‘deadly’ harm with other situations which result in death. Despite their prevalence, they do not get nearly the same amount of public and political attention as homicide. The final part of the talk focused on the cost of this crime obsession — in terms of the human, financial and civil liberty cost.

記：専修大学経済学部・堀江洋文

2010年7月17日(土) 定例研究会報告

テーマ： 「米軍の実態—兵役制度を中心に—」

報告者： 清水隆雄(元国立国会図書館専門調査員)

時間： 14:00-17:00

場所： 神田校舎784教室(7号館8階)

参加者数：14名

報告内容概略：

今回の報告は、「組織と個人」の観点から、米国の軍事制度一般に関する現状と、その重要な一部分をなす兵役制度の歴史を検討した。その中で、とくに女性、黒人の兵役に関する歴史、また、兵役拒否に関して、市民権、人種差別、経済的地位に注目して分析を試みた。

米軍の兵役制度について、1973年以降実施されている志願制度、米軍内における階級、現在の米軍の兵員数、配置、さらに在日米軍に関して、とくに在沖米軍の規模と種類について報告した。

兵役制度の歴史では、独立戦争以前の民兵組織及び独立戦争時に結成された大陸軍の実態、軍事組織として二重構造を持つこととなる1792年成立の民兵法、南北戦争時に南部連合によって実施された徴兵制(1862年)、第一次世界大戦中の国防法(1916年)、選抜徴兵法(1917年)、平時に制定された選抜訓練及び徴兵法(1940年)、兵員再調整法(1944年)、1973年における徴兵制の廃止などを検討した。

兵役の拒否と参加に関しては、良心的兵役拒否者と国の政策に反対などの理由による拒否、女性の軍隊への参加の過程、軍隊内での黒人の人種差別と米国の戦争、また、兵役への参加を希望する理由としての市民権の獲得と経済的理由を取り上げた。

フロアからは、大規模な軍事制度と「軍隊の民営化」、現在も存在する民兵制度の具体的な活動、さらに、軍の一部となっている州兵に関して、平時における訓練および任務の内容などについて多くの質問がなされた。また、米国の外交政策、とくに戦争行動に関して、民主党と共和党政権との差異、世界各国と米国の軍事制度との比較、第一次、第二次世界大戦への参戦と米軍内での黒人兵の地位向上への影響などについて、活発な議論が交わされた。

記：専修大学大学院法学研究科任期制助手・末次俊之

2010年7月20日(火) 定例研究会報告

テーマ： 中国自動車産業の発展経緯と現状について

報告者： 中村研二氏(専修大学経済学部非常勤講師)

時間： 14時00分～17時分

場所： 生田社研会議室

参加者数：15名

報告内容概略：

本研究会は2010年度夏季実態調査(2010年9月5日～11日、中国・安徽省合肥―湖北省武漢―陝西省西安)への事前研究を兼ねて実施された。中村氏は定年退職までいすゞ自動車に勤務され、同社の最初の中国現地法人(長安いすゞ;1991年)の立ち上げから従事され、退職された後も年に数度中国を訪れ、本研究会でも直近に開かれた北京モーターショーで観察された中国最新自動車事情についても報告いただいた。

2009年には中国が自動車の生産販売台数両面で世界1位の位置を占め、この点からも大いに関心をもたれる研究会となった。報告の趣旨は以下のとおりである。

1. 中国政府が目的とする中国版ビックスリー(一汽、東風、上海)の基盤が出来上がりつつも、約100社の弱小メーカーは統廃合され、三大と広州、北京、長安などのトラック・バスメーカーを含む10～14社を中心に集団化が進むであろう。
2. 今後は独自ブランドを創る開発力競争が激化し、自社ブランド車の生産目標は2012年までに、一汽が100万台、東風が72万台、吉利が200万台、BYGが180万台、華晨が100万台、奇瑞が85万台に置かれている。
3. 吉利、奇瑞等の民間企業は05年以降格安車で販売を伸ばしてきた。しかし独自の開発力が定着しない限り、大手グループに吸収されていくであろう。ただし、現在の1600cc以下の販売促進政策で急拡大した利益を開発に重点的に再投資できれば、先進企業にキャッチアップできるであろう。
4. 中国では今後、電気自動車の開発を重点政策にしていくであろうから、BYGなど電気自動車に重点をおいているメーカーを中心に発展する可能性も大きい。
5. さらに今後は中国では自動車の環境対策問題が顕著になることは必定で、ここに日本企業のビックチャンスが生じる。

フローからは中国で自動車販売が伸長した要素として種々の政策的効果があるが、それはどのようなものとして認識すべきか、また自身の経験から中国の交通事情をどのように判断すべきか等々の質問が寄せられた。販売が伸びた政策としては「購置税減税」、「以旧換新」、「十城千輛」、「汽車下郷」があり、ことに「購置税減税」では1600cc以下の自動車に適用され、東風日産の売り上げがこれで伸び、「汽車下郷」の効果も大きく、期間延長の可能性もあることが示された。

記：専修大学 経済学部・宮寄 晃臣

2010年7月23日（金） 定例研究会報告

共 催：社会科学研究所特別研究助成共同研究「フランスと東アジア諸地域における近現代学芸の共同主観性に関する研究」（鈴木健郎グループ）

テーマ・報告者：

報告①：劉 文兵（本学非常勤講師）

中国の「アンドレ・バザン」と「ヌーヴェル・ヴァーグ」

－文化大革命終焉直後の中国におけるフランス映画文化の受容－

報告②：下澤 和義（本学商学部教授）

ソランジュ・ブラン『北京 1966』とその写真展について

時 間： 15:00-19:00

場 所： 専修大学生田校舎 424 教室

参加者数：8名

報告内容概略：

2010年7月23日、専修大学生田校舎 424 教室において、社会科学研究所定例研究会（共催：社会科学研究所特別研究助成共同研究「フランスと東アジア諸地域における近現代学芸の共同主観性に関する研究」鈴木健郎グループ）を行った。報告者およびテーマは、①劉文兵（本学非常勤講師）、中国の「アンドレ・バザン」と「ヌーヴェル・ヴァーグ」－文化大革命終焉直後の中国におけるフランス映画文化の受容－、②下澤和義（本学商学部教授）ソランジュ・ブラン『北京 1966』とその写真展について、の二つである。劉報告は、著名なフランスの映画理論家であるアンドレ・バザンの映画理論が、中国映画の歴史に与えた影響を、映画批評・映画理論・映画製作の具体的事例から論じたものである。文化大革命後の社会的文脈を参照しつつ、リアリズム、ヌーヴェル・ヴァーグ、中国の「第四世代」「第五世代」と呼ばれる映画監督たちの映画製作について豊富な事例を分析した。下澤報告は、フランス人のソランジュ・ブラン氏が文化大革命期の北京に滞在中に撮影した多数の写真を当時の関係者へのインタビューとともに近年に出版した『北京 1966』を題材に、特殊なシチュエーションにおける撮影者と被写体の錯綜した関係を、表象文化論的な角度から精密に論じた。以上の二つの報告に関して、政治・文化・心理・表象論など多様な角度から活発な討論がおこなわれた。

記：専修大学商学部・鈴木健郎

2010年9月25日(土) 定例研究会報告

テーマ： 日本国憲法と先住権

報告者： 常本照樹氏(北海道大学大学院教授、アイヌ・先住民族研究センター長)

コメンテーター： 本多正也氏(グループ・シサムをめざして)

寺地五一氏(映画「TOKYO アイヌ」製作委員会)

時間： 14:00～17:30

場所： 専修大学神田校舎1号館12階社研会議室

参加者数： 18名(NPO現代の理論・社会フォーラムと共催)

報告内容概略： 常本照樹氏を報告者に迎え、NPOの2名のコメンテーターの協力を得て研究会が開催された(司会＝古川純所員)。常本氏は先ず、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」(「懇談会」)の報告書について必ずしも十分な共通理解が得られていないことに鑑み、先住権について「懇談会」が何を議論し、報告書が何を目指しているのかを改めて紹介し、そのなかで憲法との関連にも触れたいと報告の趣旨を述べられ、「日本国憲法の下での『先住民族』の意義と効果」と題された資料をもとに報告された。

(1) 先住民族の概念規定については、「懇談会」は、先住民族であることにどのような法的効果が伴うかを考える必要があった。そこで、以下の概念規定を行ったとされる。

- ①記述的先住民族概念：アイヌ民族は先住民族であるという事実の認識を示すにとどまり、この概念から政策や権利は生まれない。
- ②実体的規範的先住民族概念(先住権ロジック)：先住民族であることに法的効果を結びつけて実体的に理解するものであり、法的効果を実体的にとらえる。つまり、先住民族としての地位から一定の実体的な権利(国連宣言が列挙するような具体的な権利)が生じるとする。その実体的権利の核心には民族自決権がある。
- ③手続的規範的先住民族概念：国は当該民族を自らの政策的関与によって被支配的な少数民族の地位に置いたときには、その国家は当該民族が失った利益などを回復させる責任を負う。②と同様に先住民族を規範概念とするが、しかし、その規範性を手続的に理解するとし、国に特別の配慮義務を手続的に要求するにとどまる。

(2) 報告書が「手続的先住民族概念」を採用した理由と目指したものについては、①現時点ではアイヌの個人認定の客観的方法が確立しておらず、権利主体の確定が困難である、②権利の外延確定が困難である、③先住権は集団的権利だが、日本政府は集団的権利を認めていない、④核心的権利(政治的自決権、国会特別議席、先住民族の土地権・財産権など)が日本国憲法に抵触することに配慮して、報告書はさしあたり手続的規範的概念を採用した。「懇談会」は、記述的概念を乗り越えて、規範的概念からスタートしたいという強い意図のもと、第一段階としては手続的概念をベースにした政策立案を目指し、国の責任を根拠に政策を実施し、権利主体としてのアイヌ民族が明らかになり、権利を語る条件整備が出来た段階で、実体的概念の適用を検討するという道筋を考えた。従って報告書は、権利の回復ではなくアイヌ民族に対する配慮義務という枠組みのなかで提言を行った。その際の配慮義務の対象は、土地・資源利用も含む民族固有の生活形態の総体としての「広義の文化」(伝統をふまえた文化復興のみならず、新しいアイヌ文化の創造も含む)であるとされた。質疑では、首都圏在住のアイヌ民族からの発言もあり、また内閣府に設けられたアイヌ政策推進会議の今後の動向に関心をもつ参加者からの質問や意見が述べられ、常本氏はこれらに誠実にかつ熱心に対応されたことを付記する。

記：専修大学法学部・古川 純